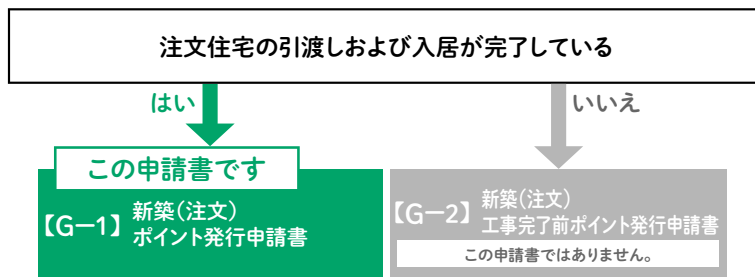


# 申請書記入の前にご確認ください

自ら居住する住宅の新築工事についての工事請負契約を締結した方が申請者となります。  
複数の方で契約を締結した場合、代表の方が申請を行ってください。

## 正しい申請書が確認しましょう



### 注意事項

- ❗ 20,000ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。
- ❗ 申請後に次世代住宅ポイント【新型コロナウイルス感染症対応】の要件を満たさない変更が生じた場合は、事務局へ連絡し、申請を取り下げてください。ポイントの発行停止・取り消し、または既に発行・交換されたポイント相当を返還していただく場合があります。

## 各種期限を確認しましょう ※詳しくは事務局ホームページをご確認ください。

ポイント発行申請期限	予算の執行状況に応じて公表（遅くとも令和2年8月31日）
商品交換期限	令和2年11月30日

## 申請上の注意を確認しましょう

- ❗ 申請者および代理申請者が申請書に記名・押印し事務局に提出することにより、別紙の「(新築)ポイント発行申請書同意事項」に同意したことになります。
- ❗ 必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ❗ **書類名** のマークがある項目については、指定する確認書類と内容が一致しているかを確認してください。
- ❗ 申請書類はコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
- ❗ 申請書類は原則A4サイズとし、コピーの場合は文字がはっきり読み取れるものを提出してください。
- ❗ 必要な申請書類がすべて揃っていない場合、申請は受け付けできません。
- ❗ 提出された申請書類等は返却できません。(申請に不要なものは提出しないでください。)

### 次世代住宅ポイント事務局

ナビダイヤル **0570-001-339** (通話料がかかります) | 9:00~17:00 (土・日・祝含む)  
※IP電話等からのお問い合わせ先 042-303-1553  
ホームページ <https://2020.jisedai-points.jp>

〒115-8691  
申請書類の送付先 赤羽郵便局 私書箱27号  
次世代住宅ポイント 申請受付係  
【新型コロナウイルス感染症対応】

申請書類 チェックシート	<b>新築(注文)</b>
-----------------	---------------

受付日	令和 年 月 日	連絡先	-
法人コード	受付窓口コード	担当者コード	受付番号
8	8888888888	8888	G 88888888888888

# ポイント発行申請書

申請者	代理申請者
-----	-------

申請書類の確認		申請に必要な書類が揃っているか確認し、左の <input type="checkbox"/> にチェックしてください。	マーク	窓口確認
1	<input type="checkbox"/> 原本	【G-1】新築(注文)ポイント発行申請書 ★ ※2/5枚目「契約時期に関する申告書★」も必ず提出(全5枚)		<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/> コピー	工事請負契約書*1	請契約	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/> コピー	建築基準法に基づく検査済証	検済証	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/> 原本	工事証明書(注文用) ★	証明書	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/> 原本	申請者の住民票の写し	住民票	<input type="checkbox"/>

### 一定の性能を有する住宅に該当する場合のみ提出

6	<input type="checkbox"/> 住宅証明書等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">いずれか</td> <td>高い性能 (35万ポイント)</td> <td> <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書  <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定通知書  <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定通知書  <input type="checkbox"/> BELS評価書(ZEH)         </td> <td rowspan="2">住証明</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>一定の性能 (30万ポイント)</td> <td> <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント対象住宅証明書  <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書(すべての面) または 建設住宅性能評価書(すべての面)  <input type="checkbox"/> すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書  <input type="checkbox"/> フラット35S適合証明書  <input type="checkbox"/> 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書  <input type="checkbox"/> BELS評価書(☆2以上)         </td> </tr> </table>	いずれか	高い性能 (35万ポイント)	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定通知書 <input type="checkbox"/> BELS評価書(ZEH)	住証明	<input type="checkbox"/>	一定の性能 (30万ポイント)	<input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント対象住宅証明書 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書(すべての面) または 建設住宅性能評価書(すべての面) <input type="checkbox"/> すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 <input type="checkbox"/> フラット35S適合証明書 <input type="checkbox"/> 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 <input type="checkbox"/> BELS評価書(☆2以上)		
いずれか	高い性能 (35万ポイント)	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定通知書 <input type="checkbox"/> BELS評価書(ZEH)		住証明	<input type="checkbox"/>						
	一定の性能 (30万ポイント)	<input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント対象住宅証明書 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書(すべての面) または 建設住宅性能評価書(すべての面) <input type="checkbox"/> すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 <input type="checkbox"/> フラット35S適合証明書 <input type="checkbox"/> 贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 <input type="checkbox"/> BELS評価書(☆2以上)									

### 家事負担軽減に資する設備の設置に該当する場合のみ提出 ※申請する設備にチェック

	設備名	証明書類	工事写真*2		
7	<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機	原本 対象製品証明書 ★ および コピー 納品書	カラー 工事後に撮影したもの	<input type="checkbox"/>	
8	<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機			<input type="checkbox"/>	
9	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいトイレ			<input type="checkbox"/>	
10	<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ			<input type="checkbox"/>	
11	<input type="checkbox"/> 宅配ボックス			原本 性能証明書	<input type="checkbox"/>
12	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード			原本 対象製品証明書 ★ および コピー 納品書	<input type="checkbox"/>

### 耐震性を有しない住宅(除却住宅)の建替に該当する場合のみ提出

13	<input type="checkbox"/> コピー	解体工事の請負契約書	解契約	<input type="checkbox"/>
14	<input type="checkbox"/> 原本	耐震性を有しないことを確認する書類	除却	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> コピー	<input type="checkbox"/> (除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書 <input type="checkbox"/> (除却住宅)建築基準法に基づく確認済証 または 建築台帳記載事項証明書 <input type="checkbox"/> (除却住宅)次世代住宅ポイント制度用耐震性能証明書(耐震性なし) ★		
15	<input type="checkbox"/> コピー	除却されたことを確認する書類 ※14で閉鎖事項証明書を提出する場合、本書類は提出不要 (除却住宅)産業廃棄物管理票(マニフェスト)B2票 ※除却住宅の不動産登記がない場合に限る		

### 代理申請を行う場合のみ提出

16	<input type="checkbox"/> コピー	代理申請者の本人確認ができる書類	代理確	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カード または 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(健康保険証) または 後期高齢者医療被保険者証		

\*1 分離発注により住宅を建築した場合、別途確認書類が必要となります。【3/5枚目】「分離発注の有無」で確認してください。  
 \*2 写真は、A4サイズの台紙に貼り付けて提出してください。(専用台紙は事務局ホームページからダウンロードできます。)  
 ※各書類の詳細については、「申請の手引き 新築(注文)ポイント発行」をご覧ください。  
 ※★の書類は事務局指定の書類を使用してください。事務局ホームページからダウンロードできます。



G-1

- 書類は上から、数字の順に並べて提出してください。
- 申請書類はコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

2枚目に続きます。

共通

## 契約時期に関する申告書

次世代住宅ポイント事務局 御中

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下のやむを得ない理由により、令和2年3月末までに契約できなかったことを申告します。

- ❗ 申請者と契約事業者、両者の記名・押印が必要です。記入漏れ等があった場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- ❗ 分離発注の場合は、代表事業者が本申告書を記入し申告してください。  
代表事業者以外は、「【申請書別紙】分離発注事業者一覧」に記名・押印し提出いただくことで申告したことと同様に扱います。

令和 年 月 日

申請者氏名



契約事業者名

事業者印<sup>\*</sup>

必須

\* 別紙「事業者印押印困難申告書」を添付する場合、担当者印でも可。

## ■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月末までに契約ができなかった理由

いずれかにチェックをしてください。※その他にチェックを入れた場合〔 〕内に理由を記載してください。記載のない申告書は受付できません。

- 契約事業者から工事の受注、契約を断られたため
- 契約事業者との工事請負契約または不動産売買契約を解除したため
- 引渡し時期の見込みが立たず、工事請負契約または不動産売買契約をあきらめたため
- 本制度を利用できる見込みが立たず、工事請負契約または不動産売買契約をあきらめたため
- その他



(事務局使用)

本申請書の記載内容、別紙「(新築)ポイント発行申請書同意事項(以下、同意事項)」を確認の上、申請を行います。

### 1 申請者の情報

本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したことになります。

作成日	令和 年 月 日		
フリガナも必須 申請者氏名	フリガナ 氏	名	印 必須
請契約 住民票 解契約 の内容と一致			
申請者の現住所 (新築した住宅の住所)	郵便番号も必須 〒 -	フリガナ	
※住民票に記載されている住所を記入 ※事務局からの郵送物は本欄の住所に送付されます。		都 道 市 区 町 村 府 県	
請契約 検済証 証明書 住民票 住証明 と同一の住宅であること	建物名	部屋番号	
連絡先 いずれか必須 ※日中に連絡がとりやすい番号を記入	固定 - -	生年月日 必須 明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
	携帯 - -	住民票 の内容と一致	
他の補助金重複	<input checked="" type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用しておりません。 ※詳しくは「申請の手引き」を参照 記入漏れの場合、再提出となります。		

郵送物等の送り先を別途指定する場合のみ記入(交換商品は、本欄の記入に関係なく「申請者の現住所」に送付します。)

〒 - 都 道 市 区 町 村  
府 県

建物名 部屋番号

### 2 代理申請者の情報

本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したことになります。

代理申請者 ※代理申請を行う場合のみ記入 ※個人の場合は事業者名・担当者所属は記入不要 ※記入がある場合、不備等の確認・連絡先になります。	フリガナ 担当者氏名 代理確 の内容と一致	事業者名(屋号を含む) 担当者所属	印 必須
	〒 - 都 道 市 区 町 村 府 県		
	建物名	部屋番号	
連絡先 いずれか必須 ※日中に連絡がとりやすい番号を記入	固定 - -	携帯 - -	

### 3 契約事業者の情報

分離発注の有無 該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/> をし、事業者の合計数も( )に記入	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の新築を複数の事業者(契約)に分けて発注 発注した事業者(契約)の合計数( ) ※分離発注とは、新築住宅の構造耐力上主要な部分およびポイント発行対象工事を複数の事業者に発注することをいいます。 ※本申請書は代表事業者の情報を記入し、その他契約事業者の情報は、申請書別紙「分離発注事業者一覧」に記入してください。 併せて、すべての契約事業者の工事請負契約書および工事証明書(注文用)を提出してください。 (同一事業者へ複数の契約に分けて発注した場合も同様)		
契約を締結した 工事施工者 必須	事業者名(個人事業主を含む) ※支店名および部署名等は記入不要	代表者肩書	代表者氏名
請契約 証明書 の内容と一致			
有しない場合は記入不要	工事施工者の建設業許可	<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 ( ) 第 ( ) 号 <input type="checkbox"/> ( ) 知事 ( ) 第 ( ) 号	
担当者	氏名	連絡先	- - ※日中に連絡がとりやすい番号を記入



G-1

マークの説明	書類名	必須書類	書類名	該当の場合提出する書類
請契約	工事請負契約書		検済証	建築基準法に基づく検査済証
住証明	住宅証明書等		解契約	解体工事の請負契約書
			証明書	工事証明書(注文用)
			住民票	申請者の住民票の写し
			代理確	代理申請者の本人確認ができる書類

4枚目に続きます。

## 4 ポイント発行対象住宅の情報

住宅の種類 検済証 証明書 <small>の内容と一致</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等		
工事請負契約の締結日 <small>※原契約のみ(変更契約は不可)</small> 請契約 証明書 <small>の内容と一致</small>	令和    年    月    日 <small>※令和2年4月7日～令和2年8月31日であること</small>	引渡日 令和    年    月    日 <small>※建築着工日以降であること</small>	証明書 <small>の内容と一致</small>

## 5 申請するポイント数の情報

<b>6 一定の性能を有する住宅の情報</b> で申請するポイント数 ① <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ,000 ポイント <small>※ 6 一定の性能を有する住宅の情報 を記入し、そのポイントを転記してください。 ※35万ポイントの場合、5/5 枚目 の ① ② は記入不要です。</small>	+	<b>7 家事負担軽減に資する設備の情報</b> で申請するポイント数 ③ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ,000 ポイント <small>※ 7 家事負担軽減に資する設備の情報 5/5 枚目 を記入し、そのポイントを転記してください。 ※ ① ③ の合計が35万ポイントを超える 場合、④ は記入不要です。</small>	+	<b>8 耐震性を有しない住宅の建替情報</b> で申請するポイント数 ④ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ,000 ポイント <small>※ 8 耐震性を有しない住宅の建替情報 5/5 枚目 を記入し、そのポイントを転記してください。</small>	=	①～④ の 合計ポイント数 ⑤ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ,000 ポイント ●2万ポイント未満は対象外です。 ●ポイント発行上限は35万ポイントです。
⑥ 発行申請するポイント数： <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ,000 ポイント <small>⑦ ポイント交換は申請と同時に申込みできません。 審査が完了し、ポイント発行後に事務局ホームページ等で行ってください。</small>						

## 6 一定の性能を有する住宅の情報 証明書 住証明 の内容と一致

該当する性能にチェックしてください。(複数に該当する場合もいずれかひとつを選択)  
※該当しない場合は、必ず「いずれも該当しない」にチェックしてください。

チェック	住宅の性能	① ポイント数
<input type="checkbox"/>	① 認定長期優良住宅	(高い性能) <b>350,000</b> ポイント ⑦・⑧ は記入不要 記入不要の場合も 5/5 枚目 は 必ず提出してください。
<input type="checkbox"/>	② 認定低炭素住宅	
<input type="checkbox"/>	③ 性能向上計画認定住宅	
<input type="checkbox"/>	④ ZEH	
<input type="checkbox"/>	⑤ 断熱等性能等級4 または 一次エネルギー消費量等級4以上	(一定の性能) <b>300,000</b> ポイント ⑦・⑧ に進む
<input type="checkbox"/>	⑥ 劣化対策等級3 かつ 維持管理対策等級2以上 (共同住宅および長屋については一定の更新対策を含む)	
<input type="checkbox"/>	⑦ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 2以上 または 免震建築物	
<input type="checkbox"/>	⑧ 高齢者等配慮対策等級3以上	⑦・⑧ に進む
<input type="checkbox"/>	いずれも該当しない	



G-1

マークの説明	書類名 …必須書類	書類名 …該当の場合提出する書類
請契約	工事請負契約書	検済証
証明書	工事証明書(注文用)	住証明
		建築基準法に基づく検査済証 住宅証明書等

5枚目に続きます。

## 7 家事負担軽減に資する設備の情報

証明書 証&写 の内容と一致

該当する設備にチェックし、**㊦**ポイント数(合計)を記入してください。(複数選択可)

チェック	設備	ポイント数	㊦ポイント数(合計)
<input checked="" type="checkbox"/>	浴室乾燥機	18,000 ポイント	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-left: 10px;"></div> ,000 ポイント
<input checked="" type="checkbox"/>	ビルトイン食器洗機	18,000 ポイント	
<input checked="" type="checkbox"/>	掃除しやすいトイレ	18,000 ポイント	
<input checked="" type="checkbox"/>	ビルトイン自動調理対応コンロ	12,000 ポイント	
<input checked="" type="checkbox"/>	宅配ボックス*1	10,000 ポイント	
<input checked="" type="checkbox"/>	掃除しやすいレンジフード	9,000 ポイント	

\*1 各住戸専用のもので、他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限る

## 8 耐震性を有しない住宅の建替情報

該当する場合チェックし、日付を記入してください。

チェック	建替の情報	㊦ポイント数										
<input checked="" type="checkbox"/>	耐震性を有しない住宅の建替(取壊し)	150,000 ポイント										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">取壊日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">平成</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 除却 <small>の内容と一致</small> </td> <td style="text-align: center;">令和</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取壊日	平成	年	月	日	<input type="checkbox"/> 除却 <small>の内容と一致</small>	令和				※不動産登記の閉鎖事項証明書における取壊日または産業廃棄物管理票(マニフェスト)B2票における運搬終了日 ※平成30年12月21日～ポイント発行申請期限であること
取壊日	平成	年	月	日								
<input type="checkbox"/> 除却 <small>の内容と一致</small>	令和											

### マークの説明

書類名 … 必須書類    書類名 … 該当の場合提出する書類

**証明書** 工事証明書(注文用)    **証&写** 家事負担軽減に資する設備の設置に該当する証明書類&工事写真

**除却** (除却住宅)建物の不動産登記 閉鎖事項証明書または (除却住宅)産業廃棄物管理票(マニフェスト)B2票

7・8 に記入がない場合も 5/5 枚目 を必ず提出してください。



(事務局使用)

# G-1

### 次世代住宅ポイント事務局

ナビダイヤル 0570-001-339

IP電話等からのお問い合わせ先 042-303-1553

ホームページ <https://2020.jisedai-points.jp>

(通話料が 9:00~17:00  
かかります) (土・日・祝含む)



## 第1条 次世代住宅ポイント制度とポイントの発行

次世代住宅ポイント事業(以下「本事業」という。))は、「次世代住宅ポイントによる住宅需要変動平準化対策事業実施要領」(平成31年4月1日国住生第804号)(以下「実施要領」という。))に規定する要件(以下「ポイント発行要件」という。))を満たす住宅の新築・購入およびリフォーム工事等(以下「対象工事等」という。))に対し、次世代住宅ポイント(以下「ポイント」という。))の発行を行うものです。

ポイントの発行を受けるためには、「住宅需要変動平準化対策費補助金交付要綱」(平成31年2月7日国住生第680号)に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営をする者(以下「事務局」という。))に対し、本同意事項に同意のうえ、所定のポイント発行申請書(以下「申請書」という。))および所定の添付書類(以下「申請書」と合わせて「申請書類」という。))を提出(以下「申請」という。))しなければなりません。

事務局は、提出された申請書類により、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書に記載されたポイント発行対象住宅(以下「対象住宅」という。))について、実施要領で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。なお、本事業とは本同意事項が付される申請書よりポイントを発行する制度に加え、2020年3月31日を申請期限としてポイントを発行していた制度(以下「当初制度」という。))を含むものとします。

## 第2条 申請とポイント発行

### 1. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された本同意事項が付される申請書において申請者として記載された者(以下「申請者」という。))をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイント、第3条の規定に基づき、商品と交換できません。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

②過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者

- ・補助金交付の条件に違反した場合
- ・補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- ・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分違反した場合

③事務局または「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱」(平成27年2月3日国住生第589号)に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者よりポイントまたは省エネ住宅ポイントの発行取消を受け、ポイントまたは省エネ住宅ポイントに相当する金銭の返還を求められたにもかかわらずこれに応じなかった者

### 2. 重複申請の禁止

申請者は、新築住宅について、1回に限り、ポイント発行を申請することができます。また、(第三者に実施されるものを含め)既に新築住宅のポイント発行対象となった住宅を対象住宅として、ポイントの発行を申請することはできません。ただし、ポイント発行に至らない申請を除きます。なお、当初制度においてポイント発行を申請した対象住宅は既にポイント発行対象となった住宅として扱われます。

### 3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下「事務局等」という。))もしくは交換商品事業者に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

### 4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行の申請を申請者以外の者に委任することができます。申請者から申請の委任を受けた者(以下「代理申請者」という。))は、申請書と合わせて「申請者等」という。))は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、代理申請者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、代理申請者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

### 5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式な申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。)(以下「申請期限」とい

う。))は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも2020年8月31日までとしますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

### 6. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報(以下「申請情報」という。))を登録します。当該登録をもって申請の承認とし、申請者に対して発行ポイント等を記載した通知(以下「ポイント通知」という。))を送付します。

事務局は、申請書類に不備・不足がある場合には、当該申請を承認しません。申請書類に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う場合、申請書類を返却します。なお、事務局は、当該通知または連絡で定める期限までに申請者等が不備・不足の修正を行わない場合、当該申請を無効とすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

### 7. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行う権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。

## 第3条 商品交換

申請者は、発行されたポイントを用い、「次世代住宅ポイント 商品交換に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))その他、事務局が定める事項に従い、事務局が指定する商品登録する事業者(以下「交換商品事業者」という。))が提供する商品(以下「交換商品」という。))と交換(以下「商品交換」という。))することができます。また、交換商品に関する責任は、全て交換商品事業者が負い、申請者の交換商品に関する紛争・苦情・問い合わせ等は、ガイドラインに従い、交換商品事業者に対して対応を求めるものとします。

## 第4条 その他

### 1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請書類の提出から商品交換の終了までの間、以下の①～④の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければなりません。

- ①申請を取り下げる場合
- ②対象工事等に係る契約を解除した場合
- ③当該申請者の住所等の申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合
- ④当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立てを行ったりは第三者によってその申立てが行われた場合

申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査・連絡または交換商品事業者による希望商品の納品ができない場合、事務局は、当該申請および商品交換の申込みを無効とします。

申請情報の変更、申請の取り下げ・無効、商品交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

### 2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含めた現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

### 3. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行おうとした場合、申請者等が申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から交付した申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く。))当該申請者等の将来における申請の受付を拒否することができることに、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとした場合
- ②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けていた、または受けようとした場合
- ④実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

### 4. ポイントの取り消しと返還

事務局は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により取り消されたポイント数が当該申請の「交換に利用していないポイント数」(既に取り消しまたは失効したポイントを除く。以下同じ。))を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金銭の返還を求めると共に、「交換に利用していないポイント数」をすべて取り消すことができます。事務局は、返還を求めると同時に、返還金額(1ポイント=1円相当で換算)、返還期日等が記載された通知(以下「返還通知」という。))を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。

なお、事務局は、返還を求めると同時に、既に交換に利用されたポイントに係る支払いを行った日から返還までの日数に応じた、当該支払金額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金銭の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が「交換に利用していないポイント数」と同じまたはこれを下回る場合、事務局は、「交換に利用していないポイント数」から、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

### 5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず、また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用されるまたは失効した状態であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず、また、当該不正利用または失効に起因して生じる申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局または交換商品事業者が郵送・配送する通知や希望商品の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、事務局等は、一切の責任を負いません。

### 6. 免責

事務局等は、交換商品事業者、代理申請者またはその他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行・商品交換について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行・交換を停止することができます。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵送先に到着し、事務局が引き取りを行った時点をいう。))以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

### 7. 個人情報の管理

事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、申請者が選択した希望商品を提供する交換商品事業者、その他ポイント発行・商品交換のために当該情報を知る必要のある第三者に限って提供することができます。また、事務局等は、申請者等に関する個人情報について統計的に処理したデータを公表することがあります。

この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項柱書に該当した場合に国の補助事業の所管先に提供すること、本条第3項③の確証の調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行うことがあります。

### 8. 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は、本同意事項の変更については、事務局等が本事業のウェブサイトおよびその他の告知物等に変更内容を公表した後は、変更の実態およびその内容を承諾しないものとみなします。

## 注意事項

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者等が引越等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、希望商品の発送ができない、またはポイントが失効した等の場合、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。
- 20歳未満の方は、ポイントを酒類へ交換することはできません。

## 申請書類を郵送で提出される方へ

申請書類を郵送で提出される場合、以下の宛名ラベルをご利用ください。

### 【注意事項】

- ◆ 宛名ラベルはキリトリ線で切り取って、封筒から剥がれないように全面を密着させて貼り付けてください。  
(宛名ラベルが封筒からはみださないようご注意ください。)
- ◆ 郵送の場合、申請期間内に私書箱に到着した申請が対象です。  
(消印日が申請期間内であっても、到着が期間外の場合は受理されません。)
- ◆ 郵便料金不足の場合、受理できませんのでご注意ください。
- ◆ 以下の宛先は、[次世代住宅ポイント【新型コロナウイルス感染症対応】の申請受付専用の私書箱](#)です。  
[当初制度の書類は受付できません](#)ので、ご注意ください。

----- キリトリ線 -----

〒115-8691

赤羽郵便局 私書箱27号

次世代住宅ポイント

【新型コロナウイルス感染症対応】

申請受付係 行